

## 教育・保育提供区域の設定について（案）

子ども・子育て支援法第61条第2項

## 1 教育・保育提供区域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、区域を定めます。

## 2 子ども・子育て支援事業計画で定める事項

教育・保育提供区域ごとに、次の事項を定めます。

- (1) 幼児期の学校教育・保育の ①量の見込み（必要利用定員総数）、②教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の ①量の見込み、②確保の内容及び実施時期

## 3 豊橋市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成21年3月に策定された第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を設定しており、本市を9つの地域に分け、日常生活圏域として設定しています。

## 4 本市が定める教育・保育提供区域

高齢者福祉計画・介護保険事業計画における日常生活圏域は、生活や歴史的なつながり、自然環境などを考慮した地域生活圏であり、地域的な視点を必要とする施策を推進していくには、この9つの区域を基本とします。

平成25年4月1日現在

区域	人口	0～5歳	保育所	幼稚園	小学校	中学校
石巻・青陵・東陵	38,092	2,144	9(1)	3(1)	8	3
北部・前芝	18,036	978	4( )		4	2
中部・豊城・羽田	59,791	2,660	11( )	8( )	9	3
豊岡・東陽・東部	66,842	3,968	6( )	5( )	6	3
吉田方・牟呂	38,234	2,627	4( )	3( )	3	2
南部・南陽・本郷・高師台	89,755	4,948	10( )	4( )	8	4
二川	20,322	1,139	3(1)	2(1)	3	1
南稜・章南	30,126	1,720	6( )	1( )	6	2
五並・高豊	18,438	1,143	4( )	2( )	5	2
計	379,636	21,327	57(2)	28(2)	52	22

( ) 内は、幼保連携型認定こども園の数を内数で記載してあります。

旭校区・東田校区は中部・豊城・羽田区域、つつじが丘校区は豊岡・東陽・東部区域に含みます。

人口は、住民基本台帳に基づきますが、住所が特定できない人は除外してあるため、公表総数とは異なります。

小学校、中学校の数は、参考として記載しました。

